

相談センターニュース

こんなとき、 ご相談ください

貸家を無断で転貸された
滞納家賃を支払ってほしい
敷金を返してくれない
大家が賃料を受取ってくれない
裁判所から訴状が届いた
借金の保証人を頼まれた
英会話学校との契約を止めたい
高額なサイト利用料を請求されている
未公開株を買わされた
購入した車が事故車だった
車の修理代を請求したい
お金を確実に返してもらえない
マンション管理費を支払って
もらえない
隣の地主と境界について争いがある
隣の犬に噛まれた
相続人のひとりが行方不明である
遺言を書きたい
遺留分請求とはどういう請求？
畑の名義がひいお爺さんの
ままだ
離婚した夫の厚生年金を半分
もらえると聞いたことがあるが
元夫に財産分与の請求をしたい
会社をつくりたい
会社の役員を変更したい
売掛金を回収したい
子供に会社の事業を譲りたい

054-289-3704

平日午後2時～5時

お気軽にお電話ください
司法書士を紹介しています

遺言の活用と注意点

民法には相続人の法定相続分が規定されていますが、遺言が存在する場合には、遺言に定められた被相続人の意思が優先します。そのため、遺言に遺すことにより、自己の遺産を自己の意思のとおり承継させることができます。近年、遺言を遺される方が増加しているのは、このような理由によります。

遺言の作成方法は、民法にいくつかの方式が規定されており、そのいずれかの要件を満たさなければ法的な効力を生ずることはありません。実務

上は自筆証書遺言や公正証書遺言の方式を利用することが多いようです。

自筆証書遺言は、その名のとおり、遺言の全文、作成日、作成者の氏名の全てを作成者が自ら書き、押印するという簡便な方法で作成することができます。このように、一人で、いつでも作成することができますが、内容が不明確なために思いどおりに遺産を承継できなかったり、秘密にしておいたため遺族に見つけてもらえなかったりする不都合が考えられます。

公正証書遺言は、公証役場において2人以上の証人の立ち会いの下、公証人が作成する遺言です。このため、公証人の費用はかかりますが、公証役場に原本が保管されるとともに、遺族が検索をすることもできます。

ところで、遺言は効力を生ずるまでに年月を要する場合がありますが、時の経過と共に、関係者の人間関係や本人の財産の内容は変化します。

年に一回程度は、遺言の内容が適切かどうか、確認することをお勧めします。

気になる遺言のお値段

遺言書には、主に自筆証書遺言と公正証書遺言とがあることは先に説明しましたが、以下、それぞれの費用について説明いたします。

自筆証書遺言は、自分で書くだけです費用はかかりません。

公正証書遺言は、公証人が作成するため公証人の手数料がかかります。基本手数料は、遺言の目的である財産の価額に対応する形で右のとおり定められています。

この他に、加算料金や出張経費等がかかりますので、具体的な手数料については公証役場へお問い合わせ下さい。

基本手数料一覧表

100万円まで	5000円
200万円まで	7000円
500万円まで	11000円
1000万円まで	17000円
3000万円まで	23000円
5000万円まで	29000円
1億円まで	43000円
1億円を超える部分について	は、1億円を超え3億円まで5000万円毎に1万3000円
10億円を超える部分について	は、5000万円毎に8000円をそれぞれ加算する。

また、公正証書遺言作成の準備行為及び証人を司法書士に依頼する場合には、事案によりますが5～10万円程度を要します。

なお、自筆証書遺言を作成した場合には、相続開始の際に、遅滞なく、遺言書を家庭裁判所に提出し、検認を受ける必要があります。その実費として数千円程度のほか、司法書士に書類作成を依頼する場合には5万円程度を要することになります。

遺言執行者を相続人以外の者に依頼する場合には、遺言執行者の報酬も必要となります。この額については、遺言書に定めがあればそれにしたが、定めがなければ相続人との協議により、又は家庭裁判所が定めることとなります。

相談センター情報(相談件数とその傾向)

平成23年11月分

相談内容(複数回答あり)	件数
一般民事	
貸金	8
売買代金	2
請負代金	1
売掛金	1
不動産明渡	8
登記請求	1
敷金	3
賃料	6
労働紛争	4
交通事故	1
その他損害賠償	13
相隣関係	3
境界	2
執行手続	2
その他	29
一般民事計	84
成年後見・家事事件	
法定後見	11
任意後見	1
未成年後見	0
相続紛争	14
離婚	6
養育費請求	1
親子関係	1
その他	4
成年後見・家事事件計	38
登記・供託	
相続	50
贈与	6
売買	0
担保権	1
商業法人全般	3
供託	0
その他	10
登記・供託計	70
契約トラブル	8
契約トラブル計	8
クレサラ	
返済が苦しい	7
自己破産	5
返済条件を緩和	4
取立が厳しい	0
訴訟を起こされている	0
給料等の差押を受けている	0
親族の借金	3
保証債務の履行	0
ヤミ金融	3
おまとめローンで借金を一本化	1
その他	22
クレサラ計	45
その他	6
その他計	6
合計	251

遺留分ってなに？

「長男にすべての財産を相続させる」という遺言をよく見かけます。しかし、他の相続人には遺留分という権利があります。

遺留分とは、一定の相続人が相続に際して取得することを法律上保障されている相続財産の割合のことです。たとえば、配偶者と子供が相続人である場合には、それぞれ法定相続分の2分の1が遺留分となります。

したがって、上記の例では、長男以外の兄弟は遺言によって遺産の全てを承継した

長男に対し遺留分に相当する遺産を請求(「減殺請求」という)することができます。

もっとも、被相続人が遺留分を侵害するような遺言や生前贈与をしても当然に無効になるわけではありません。遺留分権利者がその遺贈や生前贈与の減殺請求をして初めて遺留分に相当する財産が遺留分権利者に帰属します。

遺留分の減殺請求は、遺留分を侵害している相手方に対し、その意思表示をすれば足りませんが、意思表示したことを証明するため内容証明郵便

によって相手方に通知するのが通常です。また、その通知の内容は、「 の遺言は、私の遺留分を侵害しているので、遺留分減殺請求をする」という程度の抽象的なもので足りません。

ただし、被相続人が死亡したこと及び被相続人が遺留分を侵害するような遺言や生前贈与をしたことを知った時から1年、もしくは被相続人の死亡から10年が経過すると遺留分の減殺請求をすることができなくなりますので注意が必要です。

時のことば

遺言は、財産の処分や祭祀承継者の指定など、遺言者の遺志に法的効力を持たせるために作成されますが、法的効力を持たなくても、相続人らに遺す言葉を付加することができます。これは「付言」と呼ばれ、遺言書の末尾等に記載されます。

たとえば、財産を特定の者に相続させる旨の遺言を遺した理由や、葬式や法要の方法、親族の融和や家業の発展を祈念する旨などを遺す例が多く見られます。

これらの付言によって、相

～付言～

続人らを法的に拘束することはできませんが、遺言者の最後の意思を表明したものととして遺言書自体が尊重され、遺産相続も穏やかに解決しているケースが多いようです。

「私はよき伴侶と2人の明るい子供に恵まれて、しあわせな人生を送ることができました。妻には2人で築いた住宅で穏やかな老後を過ごしてもらいたいと思います。

子供達には、預金を少しずつ相続させることにしましたが、いずれ住宅も子供達のも

のになりますので理解してください。そして、お母さんを大切にしてください。よい人生を本当にありがとう。」

このような付言が遺されていたらどうでしょうか。相続人間での遺留分の主張に基づく争いを防止する効果も期待できそうです。

最近では、遺体を献体したいとか、海や山などに散骨してほしいという希望を有する方も増えてきています。付言を活用してみたいかでしょうか。

遺言で“争続”を“想族”に

司法書士総合相談センターしずおかには、毎月、相続に関する相談が多数寄せられます。その中には「遺産分割のための話し合いができない」「長男が遺産分割に応じようとしめない」など相続人間で遺産分割協議が整わないケースや、「知らない子供が出てきた」「相続人の一人が行方不明」「相続人の一人が認知証」など遺産分割協議を進めることすら困難な状況にあるケースも少なくありません。

しかし、これらの相談のほとんどは、生前に「遺言」が遺されていることによって比較的簡単に解決できます。ご自身亡き後の相続を“争続”とするのも“想族”とするのも、遺言の活用次第なのです。

ある公証人の話では、東日本大震災以降、遺言の作成件数は急増しているとのこと。マスコミ各社・関係機関各位におかれましても、市民の皆様の遺言に対する関心が高まるよう、本号のご案内と相談センターの告知をお願いいたします。

司法書士総合相談センターしずおか

TEL:054-289-3704

ご相談は無料です!!